

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

令和3年10月

旭川市

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

## 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、旭川市における災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （センターの設置等）

第3条 甲又は乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターは、旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）及び旭川勤労者体育センター（旭川市6条通4丁目）に設置するものとする。ただし、旭川市ときわ市民ホール又は旭川勤労者体育センターが被災等により利用困難な場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 甲及び乙は、著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室を設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、甲がセンターの分室の設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 センターの運営は、乙が主体となるものとする。甲及び乙は、センターの運営の

円滑化のため、必要に応じて、北海道社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほか、ボランティアの協力を得るものとする。

- 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な支援を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 旭川市災害対策本部等との次に掲げる情報の共有
  - ア 被災状況及び避難情報
  - イ インフラ等の復旧計画及び復旧情報
  - ウ ボランティアによる支援活動に関する情報
  - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - オ その他、災害ボランティア活動に必要として、甲又は乙が認める情報
- (10) 関係機関、団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置費用等については、甲乙協議の上で決定し、甲が負担するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動及び甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用について支出した内容がわかる書類を作成し、甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の書類について審査し、これを妥当と認めるときは、乙に承認する旨を通知するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用について甲から承認を得たときは、領収書等の支出証拠書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認した上で、速やかに支払うものとする。

3 乙は、支出に関する書類を5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急、復旧活動等に関し、第3条で設置したセンターが扱った災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアが加入するボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンターの機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、地域住民等による自主的な防災組織の育成強化に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 次の各号に掲げる事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) この協定に定めのない事項
- (2) この協定に定める事項に関する疑義

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年10月23日

甲 旭川市  
旭川市長 今津 寛介

乙 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール内  
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会  
会長 大沼 克己